

ビジネス・リスクを重視した監査に関する論点

	主な論点	関連事項
財務諸表に重要な虚偽表示をもたらすビジネス・リスクを重視する監査の意義	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業及び企業環境と重要な虚偽表示のリスク <ul style="list-style-type: none"> ▶ 財務諸表が適正であるという監査人の意見は、財務諸表には全体として重要な虚偽の表示がないことについての合理的な保証を得たという、監査人自身の責任の表明である。ただ、現実の企業では、日常的な取引や会計記録は、多くが、内部統制のもとで、システム化され、ルーティン化されており、財務諸表の重要な虚偽表示は、むしろ、経営者不正や会計方針の適用に関する経営者の関与から生ずる可能性が高いと考えられるが、どうか。 ▶ 経営者の重要な虚偽表示に対する関与は、経営者の経営姿勢、侵害されやすい内部統制、業績の悪化などの内部的な要因、企業業績を悪化させる企業環境の変化や虚偽表示を容易にする業界慣行などの種々の外部的な要因、あるいは外部的な要因と 	

	<p>内部的な要因が複合的に絡み合って誘引となる場合があると考えられるが、どうか。</p> <ul style="list-style-type: none">▶ これまでの監査の失敗の事例の中には、このような意味での、企業及び企業環境が十分に理解されなかつたことから、虚偽表示のリスクが見落とされてしまったことに起因するものがあると考えられるが、どうか。▶ したがって、経営者の関与する財務諸表上の重要な虚偽表示の有無を監査人が確かめるためには、監査人自身が企業及び企業環境を十分に理解し、財務諸表の重要な虚偽表示をもたらす可能性のあるビジネス・リスクを重視することが必要と考えられるが、どうか。▶ 企業及び企業環境を十分に理解して、重要な虚偽表示をもたらすビジネス・リスクを重視することにより、リスク評価の対象が広がるとともに、監査人の判	
--	---	--

	<p>断の深度が増し、より的確な監査意見が得られると考えられるが、どうか。</p> <ul style="list-style-type: none">▶ すなわち、評価された虚偽表示のリスクの内容及び質の変化により、発見リスクの水準に応じた監査手続の内容、実施の時期及び範囲も変わり、監査リスクの水準をより的確に管理することが可能となり、監査の有効性が高まると考えられるが、どうか。▶ 現行の監査基準においても、監査計画の策定に当たり、企業及び企業環境を考慮することが求められている。しかし、現行の実務では、リスク評価の対象が、監査基準が本来想定していた範囲よりも狭いものとなり、企業及び企業環境が十分に考慮されなくなっていると考えられるが、どうか。▶ とくに、財務諸表に重要な虚偽表示がないというためには、単に個々の取引とその会計記録の検証だけでは不十分である。また、現行の監査実務では、
--	--

	<p>財務諸表の項目毎に固有リスクと統制リスクを分け て評価していることから、監査の視点が財務諸表項目といった狭い範囲になってしまいがちではないか と考えられるが、どうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 現実の監査実務では、固有リスクと統制リスクを分 けて評価することが困難な場合が多く、そのために、 むしろ、的確なリスク評価が行われず、結果として、 適切な発見リスクの水準の確定ができない、と考 えられるが、どうか。 ▶ このような実務上の困難を克服するために、国際的 な監査基準では、財務諸表に重要な虚偽表示をも たらすビジネス・リスクを重視するリスク・アプローチ を取り入れているが、これをわが国でも取り入れるこ とで、実務的な監査の水準の向上を図り、かつ、国 際的な監査の動きとも整合性を保つことができると 考えられるが、どうか。 	<p>【現行の監査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために、 固有リスクと統制リスクを評価し、発見リスクの水 準を決定する仕組みを採用している。 <p>監査リスク＝固有リスク×統制リスク×発見リスク</p> <p>【国際的な監査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 財務諸表項目毎の、固有リスクと統制リスクを評価 する基本的仕組みを残しつつ(ただし、原則として、 結合してリスク評価する。)、さらに、企業及び企業 環境を理解するトップ・ダウンの観点を重視し、財 務諸表全体における虚偽表示のリスクを評価する 点を追加する。この「財務諸表項目毎」及び「財務 諸表全体」の 2 つのレベルのリスクを、「重要な虚 偽表示のリスク」として評価する。 <p>監査リスク＝重要な虚偽表示リスク(注)×発見リスク</p> <p>(注)固有リスク及び統制リスクの評価に財務諸表全 体の虚偽表示リスクを加味する。</p>
--	---	---

	<p>① 現行の監査基準でも、企業及び企業環境は、監査計画の策定に当たり考慮されているが、その前の監査の初めに十分に理解することにより、財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に反映させる。</p> <p>② 企業及び企業環境の理解から、財務諸表全体に関する虚偽表示のリスクを評価し、これについて対応を行う。</p> <p>③ 財務諸表項目の固有リスクと統制リスクは、原則として結合してリスク評価し、評価されたリスクの水準から、発見リスクの水準を決定し、これに対応した監査手続を実施する。</p> <p>④ 非経常的取引、判断上の問題に関連する等の監査において特別な配慮を必要とする虚偽表示のリスクについては、明確に対応する実証手続等を実施する。</p> <p>⑤ 入手した監査証拠により重要な虚偽表示のリスク評価に対する判断が変わる場合には、監査計</p>
--	--

	<p>画を修正し、監査手續、実施の時期及び範囲を 変更する。</p> <p>⑥ 十分かつ適切な監査証拠を入手し、自己の監査 意見を形成するに足る合理的な基礎を得る。</p>
--	--